

平成26年12月3日

保護者様

栃木市立吹上小学校長 石崎 安子

「インフルエンザ」の対応について

初冬の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから学校保健活動につきましては、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年も流行に備えご家庭で、規則正しい生活・手洗い・うがいの励行・マスクの着用など、感染症対策を実施していただきありがとうございます。もしも、インフルエンザにかかった場合は、早めに医師受診し学校へ電話連絡をお願いします。感染拡大防止のためですので、ご協力をよろしくお願ひします。

なお、平成24年度4月の学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間が「発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日間を経過するまで」と改正になりました。保健だより11月号に掲載しましたが、「発症後5日を経過し」①月曜日に発症した場合、発症日（月曜）+5日間（火曜～土曜）「解熱後2日間を経過するまで」②金曜日に熱が下がった場合、解熱日（金曜）+2日間（土曜～日曜）となり、①と②の条件を合わせて考えなくてはなりません。ですから例の場合、登校可能日は月曜になります。最短期間で治癒しても、6日間は家庭で休養することになります。発症日は、高熱が出た日ですので「おかしいな？」と思ったら、必ず体温測定をして、医師受診時にお話ください。（発症日は、医師の指示に従ってください。）

お子さんがインフルエンザにかかった場合は「インフルエンザ出席停止期間早見表」を記入していただけたらと思います。また、お子さんが治癒して登校する場合は、「インフルエンザに関する登校申出書」を保護者の方が記入し、お子さんの登校時に担任への提出をお願いします。この用紙の裏面に「インフルエンザ出席停止期間早見表」、別紙で「インフルエンザに関する登校申出書」裏面に記入例を配付しましたので、ご家庭で保管してください。分からぬことがありましたら、養護教諭までご相談ください。

記

【インフルエンザ出席停止期間】

発症後、5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

インフルエンザ対策について

栃木市立吹上小学校

1 インフルエンザ対策を身につけましょう

- 普段からこまめに手洗い・うがいをしましょう。特に帰宅したときは忘れず実践しましょう。
- 外出するときはマスクを着用し、人ごみをさけましょう。
- 部屋の換気や加湿を心がけましょう。
- 普段から十分な睡眠、栄養をとり、規則正しい生活を送りましょう。
- インフルエンザを他の人にうつさないためには、「せきエチケット」を守りましょう。

※「せきエチケット」とは・・・

- ・せき、くしゃみがでたら、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。
- ・痰などを含んだティッシュはすぐゴミ箱に捨て、きちんと手を洗いましょう。

2 インフルエンザが流行しはじめたら

- 登校前に体温を測定し体調チェックをしましょう。
気になる症状（発熱（37.0℃以上）・咳・のどの痛み・頭痛・関節痛）がある場合は、登校をひかえ、学校に連絡し、かかりつけの医療機関と電話連絡後マスク着用の上受診してください。
- 情報を収集しましょう。
国や県が発信する正しい情報を収集して適切に行動し、インフルエンザの感染を防ぎましょう。
- 外出を控えましょう。
インフルエンザに感染しないために、やむを得ない場合を除いて外出を控えましょう。

3 インフルエンザに感染してしまった場合

- 学校に連絡し医療機関で治療を受け、発症日を確認しましょう。

○ 治癒したら「インフルエンザに関する登校申し出書」をもって登校してください。